平成２５年（フ）第１３９８号
大阪府茨木市東太田２丁目18番３号
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５５号
大阪府高槻市玉川２丁目７番108号
債務者　髙嶺　正徳
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０５号
大阪市住之江区御崎１丁目７番28号ミサキ・アソシア603、前住所大阪市住之江区浜口西２丁目10番３―303号
債務者　宮原　晴美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１０号
大阪府吹田市長野東11―Ｂ503、住民票上の住所大阪府吹田市長野東11番23号
債務者　加古　利惠
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１１号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目２番11号　レオパレス帝塚山201号
債務者　松浦　秀信
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１９号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目18番17―201号
債務者　上野山義和
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５５号
東京都板橋区前野町２丁目35―17―Ａ－１、住民票上の住所東京都板橋区前野町２丁目35―17　大栄荘
債務者　川端なつみ
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５６号
東京都江戸川区中葛西２丁目５―20　第１ドミールハイツ205
債務者　石塚　道雄
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５７号
東京都江戸川区中葛西２丁目５―20　第１ドミールハイツ205
債務者　石塚　利枝
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３９９号
東京都新宿区若松町16―５―203
債務者　古川　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４３４号
埼玉県ふじみ野市清見２丁目７―２　グラース・Ⅲ203
債務者　中村恵美子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４３８号
東京都大田区西六郷１丁目26―18―302
債務者　小池　健一
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４５２号
東京都杉並区今川４―８―５
債務者　宮下　武司
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７１号
東京都板橋区若木２丁目20―15
債務者　鎌田　　武
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７２号
千葉県館山市上真倉2397―１
債務者　鈴木　将海
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４８４号
東京都大田区中央７丁目１―11　１階
債務者　田中　友子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部